

## 国立大学法人高知大学小津事業場の勤務時間等に関する規則

平成16年4月1日  
規則第33号

最終改正 令和7年3月25日規則第107号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）の規定に基づき、小津事業場における勤務時間等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(始業・終業時刻等の特例)

第3条 別表1に掲げる職員の始業及び終業の時刻、休憩時間の時間帯は、職員就業規則第35条第2項、第36条第3項の規定により、同表の定めるところによる。ただし、業務上の必要がある場合には、始業及び終業の時刻、休憩時間の時間帯を変更することができる。

第4条 別表2に掲げる職員の始業及び終業の時刻、休憩時間の時間帯は、職員就業規則第35条第2項、第36条第3項の規定により、同表の定めるところによる。

2 別表2に掲げる職員の各人ごとの各日の始業及び終業の時刻、休憩時間の時間帯は、勤務表により、原則として1か月ごとに、各1か月が始まる7日前までに通知するものとする。ただし、業務上の必要がある場合には、始業及び終業の時刻、休憩時間の時間帯を変更することができる。

(週の定義)

第5条 一の週は、金曜日から翌週の木曜日までとする。

(1年単位の変形労働時間制)

第6条 業務上必要がある職員については、1年単位の変形労働時間制を適用することができる。別表3に掲げる職員の始業及び終業の時刻、休憩時間の時間帯は、同表の定めるところによる。

2 前項の規定により1年単位の変形労働時間制を適用する職員の範囲、労働時間及びその他必要な項目については、労働基準法（昭和22年法律第49号）第32条の4第1項に基づく労使協定の定めるところによる。

3 前項の規定により定められた各日の始業及び終業の時刻並びに休憩時間の時間帯は、

業務上やむを得ない事情がある場合には、これを繰り上げ、又は繰り下げることがある。  
この場合においては、当該職員に対し、事前に通知を行うものとする。

(非常勤職員の勤務時間帯等)

第7条 この規則は、国立大学法人高知大学非常勤職員就業規則第27条第2項及び第28条の規定により、同規則第2条に規定する非常勤職員にも適用する。ただし、非常勤職員各人ごとの各日の始業時刻、終業時刻及び休憩時間については、同規則第8条に規定する雇用契約締結の際に明示する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則 (平成19年12月26日規則第50号)

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則 (平成20年3月26日規則第127号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月11日規則第101号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規則第108号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日規則第107号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年8月25日規則第24号)

この規則は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 24 日規則第 87 号）

この規則は、令和 2 年 3 月 24 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 17 日規則第 86 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 6 月 29 日規則第 21 号）

この規則は、令和 5 年 6 月 29 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 7 年 3 月 25 日規則第 107 号）

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

適用職員		始業時刻	終業時刻	休憩時間
一	附属幼稚園に勤務する教員	午前 8 時 20 分	午後 5 時 05 分	午後 2 時 10 分から 午後 3 時 10 分まで
		午前 8 時 20 分	午後 5 時 05 分	午後 0 時 00 分から 午後 1 時 00 分まで
		午前 8 時 00 分	午後 4 時 45 分	午後 2 時 10 分から 午後 3 時 10 分まで
		午前 8 時 00 分	午後 4 時 45 分	午後 0 時 00 分から 午後 1 時 00 分まで
二	附属小学校に勤務する教員	午前 8 時 30 分	午後 5 時 15 分	午前 10 時 30 分から 午前 10 時 45 分まで 午後 0 時 45 分から 午後 1 時 15 分まで 午後 3 時 45 分から 午後 4 時 00 分まで
三	附属小学校で給食に関する業務に従事する者	午前 8 時 30 分	午後 5 時 15 分	午後 0 時 30 分から 午後 1 時 30 分まで
四	附属中学校に勤務する教員	午前 8 時 15 分	午後 5 時 00 分	午前 11 時 45 分から 午後 0 時 45 分まで
五	附属特別支援学校に勤務する教員	午前 8 時 30 分	午後 5 時 15 分	午後 3 時 45 分から 午後 4 時 45 分まで

別表 2 (第 4 条関係)

区分	適用職員	始業時刻	終業時刻	休憩時間
A	総務課の運転業務に従事する職員	午前 8 時 30 分	午後 5 時 15 分	午後 0 時 00 分から 午後 1 時 00 分まで
B		午前 7 時 30 分	午後 4 時 15 分	午後 0 時 00 分から 午後 1 時 00 分まで

別表 3 (第 6 条関係)

適用職員		始業時刻	終業時刻	休憩時間
一	附属小学校に勤務する教員のうち 1 年単位の変形労働時間制を適用する者	午前 7 時 30 分	午後 5 時 45 分	午後 0 時 00 分から 午後 1 時 00 分まで
		午前 7 時 40 分	午後 4 時 55 分	午後 0 時 20 分から 午後 1 時 20 分まで
		午前 8 時 15 分	午後 5 時 00 分	午後 0 時 20 分から 午後 1 時 20 分まで

		午前8時15分	午後5時15分	午後0時20分から 午後1時20分まで
		午前8時15分	午後5時30分	午後0時20分から 午後1時20分まで
		午前8時15分	午後6時00分	午後0時20分から 午後1時20分まで
		午前8時15分	午後6時15分	午後0時20分から 午後1時20分まで
		午前8時30分	午後2時30分	午後0時00分から 午後1時00分まで
		午前8時30分	午後3時30分	午後0時00分から 午後1時00分まで
		午前8時30分	午後4時30分	午後0時00分から 午後1時00分まで
		午前8時30分	午後4時45分	午後0時00分から 午後1時00分まで
		午前8時30分	午後5時15分	午後0時00分から 午後1時00分まで
		午前9時00分	午後2時30分	午後0時00分から 午後1時00分まで
		午前9時00分	午後3時00分	午後0時00分から 午後1時00分まで
二	附属中学校に勤務する教員の うち1年単位の変形労働時間 制を適用する者	午前7時30分	午後4時15分	午後0時00分から 午後1時00分まで
		午前7時30分	午後4時15分	午後1時00分から 午後2時00分まで
		午前8時15分	午後1時45分	午後0時15分から 午後0時45分まで
		午前8時15分	午後5時15分	午後0時00分から 午後1時00分まで
		午前8時15分	午後5時45分	午後0時15分から 午後1時15分まで
		午前8時15分	午後5時00分	午前11時45分から 午後0時45分まで
		午前8時15分	午後5時00分	午後0時00分から 午後1時00分まで
		午前8時30分	午後5時15分	午後0時00分から 午後1時00分まで
		午前9時00分	午後2時30分	午後0時15分から 午後0時45分まで